

2020年11月6日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

金地金の買取業務終了についてのお知らせ

岩手銀行（頭取 田口 幸雄）では、金地金の買取業務を下記のとおり終了させていただくことになりました。

お客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解のうえご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 終了する業務

金地金の買取業務

※販売業務は2009年4月に終了しております。

2. 終了日

2021年2月26日（金）

※終了日以降は、最寄りの金取扱業者をご利用くださいますようお願い申し上げます。

3. お手続きについて

(1) 金地金（現物）を保有されているお客さま

上記終了日までは、本店営業部にて金地金のご売却（換金）を承ります。

（ご売却いただける金は、当行でご購入いただいた金に限ります。）

買取業務終了日	2021年2月26日（金）
お手続き窓口	本店営業部
取扱時間	銀行営業日（12月29日～30日を除く）午前11時から午後3時
ご用意いただくもの	① 金地金（当行より購入いただいたもの） ② 「金地金購入計算書」または「金地金引出し計算書」 （購入時または引出時に当行より交付された書類） ③ お届出印 ④ 本人確認資料（運転免許証、健康保険証） ⑤ 当行の通帳

	<p>⑥ 個人番号カードまたは通知カード（※）</p> <p>※金地金の譲渡の対価（買取対価）が200万円を越える取引は当行から税務署への「支払調書」の提出および本人確認の実施が必要となります。</p>
--	---

(2) 「金お預り証書」のお取引があるお客さま

上記終了日までの間にご売却（換金）、または金地金のお引出（現物の引出）の手続きをお願い申し上げます。

金保護預りの終了日	2021年2月26日（金）	
お手続き窓口	ご売却：本店営業部 お取引の金取扱店	お引出：本店営業部
取扱時間	銀行営業日（12月29日～30日を除く）午前11時から午後3時	
ご用意いただくもの	<p>① 金お預り証書</p> <p>② お届出印</p> <p>③ 本人確認資料（運転免許証、健康保険証）</p> <p>④ 当行の通帳</p> <p>⑤ 個人番号カードまたは通知カード（※ご売却の場合）</p> <p>※ご売却の場合、金地金の譲渡の対価（買取対価）が200万円を越える取引は当行から税務署への「支払調書」の提出および本人確認の実施が必要となります。</p>	

以上

【本件に関する問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 リテール戦略部 山崎

電話 019-623-1111（代表）